指 静 脈 認 証 貸 金 庫 規 定

令和２年４月１日現在

１．（指静脈認証とは）

指静脈認証とは、当金庫との間の貸金庫取引について借主もしくは代理人であることの確認手段の一つとして用いる認証方法で、当金庫所定の機器、操作および手続きにより当金庫の認めた利用者（以下「利用者」といいます）の指静脈情報を記録（記録した指静脈情報を「指静脈認証データ」といいます）し、これを当金庫所定の機器により当該利用者の指静脈情報と照合することにより認証を行うものをいいます。

２．（指静脈認証データの登録）

（１） 指静脈認証データの登録にあたっては、あらかじめ当金庫所定の申込が必要となります。

（２） 指静脈認証データの登録は利用者が当金庫所定の窓口で当金庫所定の書面による申込を行い、申込書面に記載された届出事項を当金庫が確認し、当金庫所定の機器により指静脈認証データを登録したときから効力が発生します。

（３） 指静脈認証データの登録は、貸金庫取引の契約時に行うものとします。

３．（取扱店の範囲）

指静脈認証による貸金庫は、当金庫所定の店舗のみで取扱っております。取扱店の詳細はお取引店にお問合せください。

４．（指静脈認証データの登録変更）

指静脈認証データの登録の変更を行う場合は、当金庫所定の窓口にて、当金庫所定の書類にて届出てください。当金庫は、本人確認を行う等、当金庫所定の手続きをした後に登録の変更を行います。

５．（貸金庫の開閉、指静脈認証データの照合等）

（１） 貸金庫の開閉は、利用者が正鍵を使用して行ってください。

（２） 開函にあたっては、あらかじめ指静脈情報を登録した指を当金庫所定の認証機器に置き操作してください。なお、閉扉後は、貸金庫の施錠を確認してください。

（３） 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

（４） 貸金庫の開扉にあたり、当金庫は指静脈認証データについて当金庫所定の認証機器によって同一性が認定され（以下「指静脈認証データの一致」といいます)、指静脈認証データの一致を確認し開扉その他の取扱をしましたうえは、借主または代理人が操作したものとし、当金庫は責任を負わないものとします。

６．（指静脈認証の解約）

指静脈認証は以下の場合、解約となります。

（１） 借主本人から指静脈認証の解約の申出があった場合
借主本人から指静脈認証を終了する旨の届出を当金庫が受付、所定の手続きが完了したとき。

（２） 貸金庫契約が解約となった場合
借主本人からのお申し出による他、貸金庫契約が、別に定める貸金庫規定（カード式）にもとづき解約された場合も含みます。

７．（規定の適用）

この規定に定めのないその他の事項については、貸金庫規定（カード式）により取扱います。

８．（規定の変更）

当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。

９．（個人情報等）

利用者は、当金庫が、生体認証対応貸金庫による生体認証対象取引において生体認証を行う目的で生体認証貸金庫に生体情報を記録・保管することに同意するものとします。

以　上

岡崎信用金庫